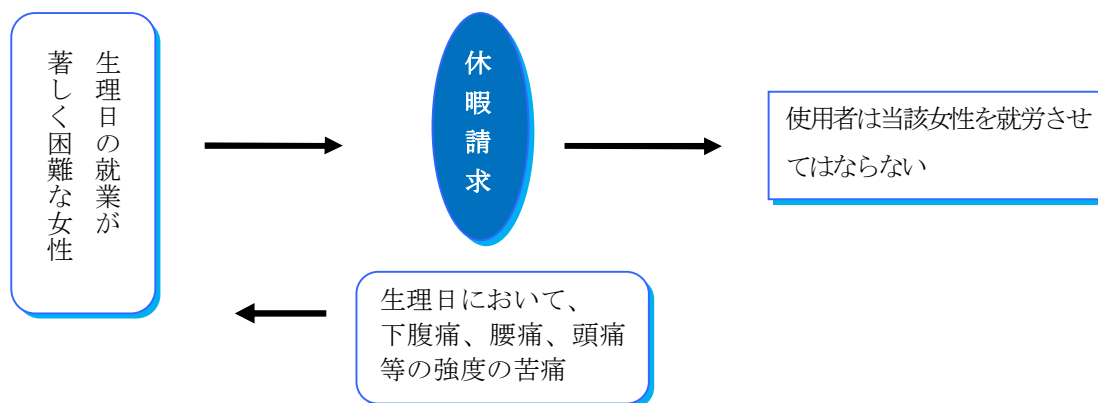


生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（法第68条）

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇（半日、時間単位でも足りません）を請求したときは、その者を就業させてはなりません。



◆産前産後、育児休業期間中の賃金の取り扱いについて

休業期間中における賃金については、有給とも無休とも法令に規定されていないので、就業規則等の定めにより決まります。

健康保険の被保険者に対しては、
出産に関して、○出産育児一時金、○出産手当金、
雇用保険の被保険者に対しては、
育児に関して、○育児休業給付金
が支給されます。